

説明資料

平成 2 5 年 4 月 4 日

金融庁総務企画局

企画課保険企画室

保険募集に係る行為規制・募集文書のあり方について

論点 1：保険募集に係る行為規制（情報提供義務）について

（基本的な認識）

- 現行保険業法においては、保険募集にかかる行為規制は、第 300 条第 1 項各号の禁止行為と第 100 条の 2 の体制整備義務で構成されており、他の金融関連法令にある情報提供や狭義の適合性原則等の積極的行為義務は規定されていない。
- 顧客に説明すべき重要な事項（情報提供）に関しては、平成 17 年 7 月にまとめた「中間論点整理—保険商品の販売・勧誘時における情報提供のあり方について—」を踏まえ、監督指針において「契約概要」「注意喚起情報」に分類して、それぞれ記載すべき事項や記載情報、記載方法等が明確化されている。
- このような取組みが進められている中、平成 19 年の保険法改正を巡る議論において、法制上、情報提供義務を課すべき等の議論が行われ、また、「保険の基本問題に関するワーキング・グループ」では、保険会社による募集時の説明義務の強化を検討すべき、「契約概要」等の書面交付義務の法制化を検討すべき等の意見があった。
- 今後、制度全体の望ましい姿を考えていく中で、これらの意見について検討していく必要があると考えられる。

これまでの主なご意見	議論の整理
<ul style="list-style-type: none"> ○ 積極的に情報を提供すべき義務というのが、今まで決められていなかったほうが不自然と感じる。保険業法だけ明示していないのは、あまりよろしくない。保険商品は情報の非対称性がとても大きな商品なので、情報提供義務を明示して、できるだけ情報の非対称性をなくすということを取り組んだほうがよい。 ○ 禁止行為として契約内容の重要な事項を告げないことが禁止されており、これは積極的な情報提供義務の実質を持っているが、対象が契約条項の重要な事項に限定されている。契約条項のうちの重要な事項だけでなく、もう少し幅広くその契約の仕組みや、自分のニーズに合っているか等々の判断のために必要とされる事項ぐらいの範囲に広げ、かつ、反対から書くよりは、情報提供の義務があるということを出すという基本的 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報提供義務の導入については、その内容が硬直的なものとならないように原則となる考え方を法律で規定した上で、具体的な内容等については施行規則や監督指針で規定。 ○ 情報提供義務を導入するに当たっては、法制化を理由とした募集文書の増加が起こらないよう、わかりやすい募集文書とするための保険業界による募集文書簡素化の取り組みを踏まえつつ、顧客にとって真に必要な情報が過不足なく提供されるようにすることが重要。 ○ 上記規制を踏まえて、全募集人の募集プロセスについて一定の質を確保する観点から、保険募集人に対しても、義務規定の適切な履行確保を含めた法令遵守に関する体制整備を求める規定を導入することとする。 <p>（注） 体制整備義務に基づいて求められる具体的な体制については、各募集人の規模・特性（扱う商品の種類、販売形態、保険会社からの指導・監督の度合など）によって、異なると考えられる。</p>

な姿勢が重要。

- 今でも 300 条で禁止行為として置かれているものを、普通の行為規制としての義務とすることは顧客利益に適っている。
- 保険においては、団体保険、自動車保険、変額年金、もしくは一時払い終身保険など、相当に性格の違うものがまじっていることから、商品や販売方法の違いを区別して検討する必要がある。
- 保険募集に関する行為規制については、保険業法には原則的な考えを規定した上で、募集形態の特性に即した規制のあり方を施行規則や監督指針において規定するのが妥当。また、その具体的な記載内容については、簡素化に向けた業界の取り組みの成果というのも当然に踏まえる必要がある。
- 情報提供義務を整備しようということについては、大方のところでは基本的な方向に異論はないのではないかと。

- 現行法においては、保険業法第 300 条第 1 項第 1 号を根拠として、「契約概要」・「注意喚起情報」が導入されているが、同号における「契約条項のうち重要な事項」の範囲については、限定的に捉える立場と広めに捉える立場が存在していることから、保険業法第 300 条第 1 項第 1 号における「重要な事項」の範囲について、その不告知が刑事罰の対象となっていることを踏まえて再整理を行い、「保険契約者の保険契約を締結するか否かの判断に重大な影響を及ぼす事項」に限定することとし、現行の契約概要・注意喚起情報その他の契約者に説明する必要のある事項については、保険業法第 300 条第 1 項第 1 号ではなく、新たに設ける情報提供義務に基づいて規定することとする。

保険募集に係る行為規制・募集文書のあり方について

論点 2：保険募集に係る行為規制（顧客の意向の把握）について

（基本的な認識）

- 現行保険業法においては、保険募集にかかる行為規制は、第 300 条第 1 項各号の禁止行為と第 100 条の 2 の体制整備義務で構成されており、他の金融関連法令にある情報提供や狭義の適合性原則等の積極的行為義務は規定されていない。
- 保険募集に当たっては、本来、募集人が顧客の（潜在的ニーズも含めた）意向を把握し、当該意向に沿った商品を提案・説明し、顧客自身が自身の意向に沿っているものであることを認識した上で保険契約が締結される必要がある。
- このため、現状、提案・説明された保険商品が自らの意向に合致しているものかどうかについて顧客自身が確認した上で保険に加入できるよう上記体制整備義務に基づき意向確認書を導入し、顧客自身による契約締結前における最終確認の機会を確保しているところであるが、昨今、当該意向確認について、導入時に求められた効果が必ずしも発揮されていないとの指摘がされているところである。
- そこで、保険募集にあたっては、募集人が顧客の（潜在的ニーズも含めた）意向を把握し、当該意向に沿った商品を提案・わかりやすく説明し、顧客自身が自身の意向に沿っているものであることを認識した上で保険契約が締結される必要がある。

これまでの主なご意見

- 販売勧誘の局面で顧客のニーズを把握して、それに見合った商品を勧める。結果として顧客がニーズに合致した商品を購入する、これが非常に大事なことであり、共感が得られているところだと思う。
- 意向確認という振り返りの確認を「意向確認書面」を取りつけてやっているという実務があるが、これが保険会社の免罪符的に使われているという面もある。
- 今現在行われている契約概要・保険設計書の内容の 1 つとして、顧客のニーズに応じて変更していったという履歴が残るものがあるので、ここをもう少し上手に活用するということで対応できるのではないか。
- 意向把握、意向を踏まえた商品を推奨する義務については、商品とか顧客とか、チャネルなどの特性に応じた

議論の整理

- 「保険募集に当たっては、募集人が顧客の（潜在的ニーズも含めた）意向を把握し、当該意向に沿った商品を提案・説明し、顧客自身が自身の意向に沿っているものであることを認識した上で保険契約が締結される必要がある。」との一般的義務規定（プリンシプル）を法律上設ける。
- この場合、訪問、来店、通信販売、インターネットなど様々な募集形態があることから、当該プリンシプルを満たすための具体的な方法については、それぞれの募集形態に応じた各業態・各社の選択によることが考えられる一方で、達成すべき目標水準をある程度統一することが必要であると考えられる。こうしたことから、「全募集形態を通じて満たすべき水準」や、主な募集形態について、「プリンシプルを満たすための方法」について、意向確認も含めた一連のプロセスの例示という形で監督指針において着眼点を示すこととする。

対応が可能なものであることが妥当。

- 現在の意向確認書は、非常に中途半端なものになっているというの否めないかと思っており、今の意向確認書面と申込書等を工夫することによって、意向確認をきっちりするというところは十分検討するに値する。
- 「こういう目的、プリンシプルみたいな、金商法の適合性原則みたいな漠としたもの」を規制としては導入し、具体的なものというのは、商品性などで全然違ってくるのだと思うので、そこはある程度、監督対象事業者の裁量が働くような形にしてはどうか。
- 事務局提案の理念を明示的に入れるとすると、革新的というか、非常に大きな意味があるのではないかと思う。具体的ことに関しては保険会社の創意工夫でやってもらう。

○ 「全募集形態を通じて満たすべき水準」としては、以下の①または②が考えられる。

- ① 保険金額や保険料を含めた当該顧客向けの個別プランを説明する前（注2）に、当該顧客の意向を把握する。その上で、当該意向に基づいた個別プランを提案・説明する。また、契約締結前の段階で顧客の最終的な意向を確認し、個別プランを提案・説明する段階で把握した顧客の意向と最終的な意向を比較した上で、両者が相違している場合は、その相違点を確認する。
- ② 保険金額や保険料を含めた個別プランを提案する都度、募集人がどのような意向を推定して当該プランを設計したかの説明を行い、個別プランを提案・説明する。また、契約締結前の段階で、顧客の最終的な意向と募集人が推定してきた顧客の意向を比較し、両者が相違していないことを確認する。

（注1）「顧客自身が自身の意向に沿っているものであることを認識した上で保険契約を締結する」というプリンシプルに照らして、上記①②と同水準を満たすのであれば、上記に限らず他の方法もあり得る。

（注2）パンフレット等を使用した一般的な商品説明は、意向把握前でも可能。

（注3）個別プランを提示する前に顧客の意向を明示的に把握する場合には①、それが困難な場合は、②の方法によることになると考えられる。

（注4）上記①②いずれの場合においても、顧客の最終的な意向と提案した個別プランが合致しているかの確認は併せて行う必要がある。

○ また、上記のような意向把握のためのプリンシプルを設けることとすれば、提案・説明段階から顧客の意向に沿った保険募集が行われることとなり、募集プロセス全体で顧客の意向把握の実効性が高まることとなるため、現在の意向確認書面については申込書との一体化を行

	<p>うこと等により募集プロセス全体の書面の分量を減らし、顧客の意向とそれに対応した商品提案理由の記載と当該商品が顧客の意向に沿ったものであることの確認で足りることとする。</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------

保険募集に係る行為規制・募集文書のあり方について

論点3：募集文書のあり方について

(基本的な認識)

- 募集文書については、平成17年の「保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チーム」における種々の検討を経て、「契約概要」、「注意喚起情報」、「意向確認書面」が導入されたところである。
- 「保険の基本問題に関するワーキング・グループ」では、実際の募集現場において「契約概要」等が効果的に使われているか、形式に流れていないか等を改めて検証すべきとの意見や、パンフレットを含めた募集文書全体の量がなご多いため一層の整理・集約化を行うべき、約款を読みやすく簡素化すべき等の意見があった。他方、募集文書の頻繁な変更は、結果的には契約者の負担増につながるので慎重であるべきとの意見もあったところ。
- 「契約概要」、「注意喚起書面」、「意向確認書面」等の募集文書に係る記載事項については、顧客が当該保険契約を理解する上で真に必要な内容に止めるなど、可能な限り簡素化することとし、具体的な記載の見直しについては業界の取組みを踏まえて検討することが必要。

これまでの主なご意見	議論の整理
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「契約概要」、「注意喚起情報」、「意向確認書面」を法令で明示的に規定することについては、法令できちんと定められることによって、役割がはっきりするのはいいことだが、法令に定めることによって、ややもするとボリュームアップのほうに行く懸念がある。情報提供義務の話もそうだが、契約概要と注意喚起情報は、本来、顧客に理解できるレベルのボリューム、理解できるレベルの内容の簡素なものにするべきであり、ボリュームがあふれて事実上形骸化することのないよう留意すべき。 ○ 今の保険業法の規制というのは、法律、施行令、施行規則、監督指針と4段階で定められているので、例えば法律に規定を置くよりも施行規則に置くほうが柔軟性は高いし、監督指針に置くほうが柔軟性がさらに高い。法律に主たる規定を置き、細部は施行規則や監督指針で規定すれば、少なくとも今と同じ程度の柔軟性を確保する 	<ul style="list-style-type: none"> ○ (上記、論点1「保険募集に係る行為規制(情報提供義務)について」再掲) 情報提供義務を導入するに当たっては、法制化を理由とした募集文書の増加が起こらないよう、わかりやすい募集文書とするための保険業界による募集文書簡素化(具体的な記載の見直し等)の取組みを踏まえつつ、顧客にとって真に必要な情報が過不足なく提供されるようにすることが重要。 ○ (上記、論点2「保険募集に係る行為規制(顧客の意向の把握)について」再掲) 意向把握のためのプリンシプルを設けることとすれば、提案・説明段階から顧客の意向に沿った保険募集が行われることとなり、募集プロセス全体で顧客の意向把握の実効性が高まることとなるため、現在の意向確認書面については申込書との一体化を行うこと等により募集プロセス全体の書面の分量を減らし、顧客の意向とそれに対応した商品提案理由の記載と当該商品が顧客の意向に沿ったものであることの確認で足りることとする。

ことは可能ではないか。

- 募集文書については、量的な充実は一定のレベルに達したと思うので、後は、募集契約の現場実態を踏まえながら、簡素化を基本に情報提供の質を高めるといった取り組みが不可欠。外部専門家の意見も取り入れながら、簡素化やわかりやすさの観点から課題の分析、検討が業界で行われているので、その成果を踏まえて検討することが適当。

保険商品・サービスWGにおける各委員等のご意見

～保険募集に関する行為規制の適用除外について～

(第8回WG)【再掲】

- どういう商品類型を例外にするかについて、具体的な中身自体に異論はないが、契約法上もおそらく信義則上、情報提供義務が何らかの形で入っているので、契約概要や注意喚起情報といった特定の方法は指定しないが何らかの形でちゃんと情報が提供されることを各自で確保しなさいという形で整理されるのが穏当なのではないか。
- 企業ということであれば、個人事業主であっても中小企業であっても扱いを変える必要はないのではないかと。また、保険業法の適用除外に該当するような団体を保険契約者とする場合についてまで、保険会社が顧客に対して行うのと同程度の情報提供等が行われることを確保するための措置を講じることを保険会社に求める必要はないのではないかと。
- 企業保険において、個人事業主であっても、一般に認められる以上の情報提供をする必要はないのではないかと。かえってモラルハザードを生んでしまう。
- 企業契約であれば、ある程度規模が小さくても、事業特有のリスクに関する損害保険となる。これらは定型的な重要事項説明書での説明になじまないが、説明や情報提供をしなくてもよいというのではなく、定型的なものを義務付けられても、それはかえって具合が悪いので例外となっていると理解している。
- 中小企業では専任の保険担当者がいるわけでもなく、相当に理解に欠けると思うので、中小企業や個人事業主に対しては、むしろ商品が複雑なだけに、一般の消費者が買うよりも丁寧な説明が必要ではないかと。ただし、それと同じことを大会社にはできないので、プロアマ規制のような何らかの線引きが必要。
- 情報提供義務があると言って、抽象的にあるというだけで、それをどうするかについては、顧客に対して伝わるべき情報は伝わっているのだということが、保険会社のほうで納得できているようなことを保険会社がやっていけば、その内容は保険会社が考えるということでもよいということにしておけば、必要以上に何かやらなければならないということにはならないのではないかと。
- 現行法だと300条1項1号がオールマイティで、これが不実表示の禁止だけではなくて、情報提供義務の根拠として、実質的に機能している。この場合には、相手方が消費者であれ、事業者であれ、そこは違いがないのだろう。この情報提供義務を整備するとした場合に、300条1項1号の規定が残るのか、それがなくなるのか。金商法なんかを見ても、少なくとも不実表示の禁止規定は残るだろうと思う。その重要な事実を告げるといって、非常に抽象的、一般原則を示すものとして残るのか、消すのかで話は大きく変わる。
- 具体的な規律を考えていく際に、個人消費者と企業という2本立てでよいのか、それとも個人事業主や中小企業というものをもう

保険商品・サービスWGにおける各委員等のご意見

～保険募集に関する行為規制の適用除外について～

一つのカテゴリとして特有の規律を考えていく必要があるかという問題提起については、民法の情報提供義務等についても消費者概念との関係で問題となっていることもあり、そうした議論も踏まえもう少し考えていく必要があるのではないかと。

- 団体保険は、契約者である企業、団体と被保険者である従業員等との間で雇用関係が存在していて、その中で福利厚生制度の一環として運営されている。その前提の下で、団体の方から被保険者に対して加入勧奨が行われているが、実務上は監督指針に基づいて、保険会社が顧客に対して行うのと同程度の情報提供を確保するための措置が講じられている。団体保険に対しても情報提供義務が導入されるのであれば、現在、有効に機能している実務にこれ以上の負担がかからないよう、顧客の利便性が損なわれないようにしていただきたい。
- 保険料を明示的に負担している場合に、契約者と同等の情報を被保険者にも与えるべきとの考え方はよく分かるが、零細のものについては除外していただきたい。例えば町内会の餅つき大会では、参加無料だが保険料 100 円だけは払ってくださいというのがよくある。100 円でこの情報を全員に渡せと言われても非常に困る。

(第 12 回WG)

○事業リスクを補償する保険

- ・ 実態的には個人事業でありながら、法人成りしている例は何百万とあるので、そういう意味では事業を行うということで、個人事業主と法人を区別する理由はないと思う。
- ・ 法人か個人かで分けるのではなく、やはり事業を行っているかどうかで分ける方が理念的ではないか。いろいろな考え方があると思うが、ここは決めの問題。
- ・ 一律に個人事業主だから除外しないというのではなく、提供する商品がパーソナルラインか、コマーシャルラインかによって、商品の特性も踏まえて変えていった方がよいのではないかと。
- ・ 実際上はこのあたりで線引きせざるを得ないのかなと感じているが、個人事業主は消費者で、法人は全部事業者で具体的な細則の適用がないとなると、やや機械的という印象もしなくはない。
- ・ 現行の監督指針の類型は、商品ラインナップで分けている。契約概要はリテールの顧客を念頭に置いて、分量もできるだけ絞る、分かりやすい、そういうところに配慮したツールであるが、ビジネスの世界では、分かりやすさや分量よりも、もっとビジネスの両当事者の関心の置かれるところは様々であるから、そういうものに配慮して、契約概要等みtainなりテールを念頭に置いた規制をか

保険商品・サービスWGにおける各委員等のご意見

～保険募集に関する行為規制の適用除外について～

ける必要はないのではないかと。

- ・ 件数はそんなに多くないが、ルール化されて全部やることになると、管理は膨大になるので、それは大変だと思う。型どおりやることについては、できないと言ってもいいかも知れない。説明しなくていいという意味ではもちろんないが、スケルトンのものがあるって、それに提案書を作って行って、話を聞いて直すというプロセスとせざるを得ない。
- ・ コマーシャル商品かビジネス向け商品かで分けられるのであればよいが、なかなか難しい。あるいは、個人事業者や法人向けであっても、個人向け商品と実質的に同じようなものについては、契約概要や意向確認書面を課すというルールの建て方が可能であれば、現在の実務を阻害することにならないと思う。個人向けの商品と実質的に同じような商品売っているかどうかというルールの建て方が、今回の事務局案とは多少異なるルールの建て方が可能なのかどうかについても、事務局で検討してもらいたい。
- ・ 保険法では強行規定の適用範囲について事業リスクを対象とする保険かどうかという、かなり実質的な基準で分けているが、実務ではどのように整理しているのか。
- ・ 個人と同じインフラの上で動いている店舗総合とか自動車保険は、個人と同じ帳票を作るので、説明もやり方も同じようになって、線はここに引いてあるが、個人と同じインフラのものは個人と同じことをやって、それ以外は事業用として個々に対応するという、結果がそうになっていて混乱は起きていないということだと思う。

○いわゆる軽微基準

- ・ 100円台のボランティア保険があって、これに加入しないと実際にボランティアができない。これにサインアップするときに、わざわざ保険の説明に5分なりかけるのは相当に無理がある話だと思う。そういうお祭り保険とかボランティア保険というイメージであれば、思い切って最初から適用を外してしまうという考え方はあると思う。
- ・ 例えば本当にイベントに参加した人を被保険者とするような保険について、しかも少額・短期であるものについて不明確なところを適用除外として明確にするだけでも、しかもそういう少額・短期みたいな保険については、それほど情報提供は顧客の側でも求めているのではないかと考えているので、「こういう保険がついていますよ」だけでもいい気がするので、こういう適用除外を設けること自体は賛成である。
- ・ 例えば200円の領収書の裏に保険会社の名前と傷害保険だと書いて、何かあったら連絡くださいと書くとか、そのレベルの情報提供であっても、参加者が200円を取られるときに、それを持っていれば一定の役には立つ、安心感を持つと思う。そのように考えると、ごく少額のものであれば適用除外とするのも一つの考え方ではないかと思う。

保険商品・サービスWGにおける各委員等のご意見

～保険募集に関する行為規制の適用除外について～

- ・ 保険契約で個人を対象とするようなものについて、情報提供義務は全くかからないということに対する原則観や理念観の問題もあると思うが、ただそれはむしろ私法上の問題で、行政的な規制のベースとしてはそういうものは対象にしないという説明はできるのかと思う。このときの情報提供義務自体は、やはり適切な選択をするためには、その意思決定の前提として、十分な情報が分かりやすい形で提供される必要があるということなので、全面的に排除で大丈夫かなという感じもちょっとする。
- ・ 説明義務を課すことで極めて少額でなくなってしまうことは十分にあり得る。そういう意味では、効率性の問題も考えていただきたい。1回限りで済むようなものまで、説明義務という形で行為規制をかけることは意味がないと思う。
- ・ こういう保険に加入しているよということを伝えれば、おそらく十分だと思う。それ以上質問がある場合には別途対応するということがとられていれば、十分意味を持つと思うので、わざわざ適用除外にする必要はないと思う。
- ・ お祭りに参加して、賠償事故や傷害事故が起きたときに、資力がないと責任問題となって、賠償、慰謝料もできないのかという騒ぎになるが、一定の保険がついていて、入・通院のお見舞い費用のような金額が出たり、賠償責任保険で処理ができれば、随分いろいろな意味でトラブルが軽くなるわけなので、そういう意味合いでついているケースが多分多いと思う。それが基本形の姿なので、こういう保険がついていてこんな内容ですよと、全員にきっちり周知しなければいけないのかということろまで、実際の契約を司っている、おそらく祭りの主催者や管理者の意図とは違うのだろうと思う。

○保険契約者と被保険者が異なる保険

- ・ 極めて技術的なので、結局は現状をよく最終的には当局の方で把握して線引きをしてもらえればと思う。なかなかここで全部決めてしまうのは、この限られた会の中では難しいのかも知れない。私は団信にしてもクレジットカード傷害にしても、団体性は非常に弱いので、被保険者に対する情報提供は適切に、契約概要等を用いてよりわかりやすい範囲で行う必要がある、その要請は非常に強いと思っている。
- ・ クレジットカードの加入勧奨も、一応現状においては監督指針でも契約概要等の情報提供が求められていて、保険契約者たるクレジットカード会社には登録が必要ないという形で、それなりに世の中に普及していて、そんなに不安定な制度でもないと思うので、変えられる制度、変更後の制度においても一定の安定性に考慮していただき、ビジネスをやろうとする人ができるだけやりやすいように、例えば、登録が必要とか、説明はどちらからすべきだとかいうルールを明確にしていく必要があるのかなという気はしている。
- ・ 加入勧奨が行われているものは任意加入型の商品なので、加入するかどうかの選択を被保険者がしなければならない。その選択の判断の際にはやはり情報が必要だということで、そういうものには契約概要等の交付を求めている。一方で、反対概念だが、全員加

保険商品・サービスWGにおける各委員等のご意見

～保険募集に関する行為規制の適用除外について～

入型のものについては求めている。これは過去のパブリックコメントで明らかにされているが、現状はそういう整理がなされている。ただ全員加入型の商品であっても、一定のものについては、やはり幾ら全員加入型であったり無料であったりしても、被保険者が自分でどういう保険に入っているかを知る必要があることから、各保険会社においては、資料10ページにあるような無理なものは別として、全員加入型のものについても、一定の情報提供は行われていると理解している。

- ・ クレジットカード会員向けの団体保険でも、過去にはトラブルがあった。現在は改善されてトラブルとしては収束したのだと思うが、そういう意味では、被保険者でありながら、事実上、保険会社に直接保険料を納めるわけではないが、自分が費用負担するものに関しては、全面的に行為規制が適用されることになるのは、やはり望ましい方向ではないかなと思う。
- ・ 大したことではないにしても、数はそれなりに多い。ちっぽけなものがいっぱいあると思うが、でも概念上は拾えないというものがあって、でも悪いことをしていないというのは、やはり少し配慮する方法を考えなければいけないと思う。今にわかには答がないので、実務的にお知らせして相談させていただければと思う。

保険募集に関する行為規制の適用除外に係る論点

～保険募集に関する行為規制の適用除外について～

【前回までの議論】

- 前回までの議論においては、以下のものについて情報提供義務等の適用除外を設けることに概ね異論はなかったが、その具体的な内容や範囲についてはさらなる検討が必要。
 - (1) 事業リスクを補償する保険
 - (2) 顧客が支払う保険料が少額であり、かつ、保険期間が短期であるもの（いわゆる軽微基準）
 - (3) 保険契約者と被保険者が異なる保険

【論点】

- 保険商品の内容や保険契約者及び被保険者が置かれている状況は様々であることから、情報提供義務等に係る適用除外を設けるべきケースの詳細を現時点で網羅的に確定することは困難であると考えられる。このため、情報提供義務等に係る適用除外を設けることが適切であるか否かを判断するメルクマールについて議論を行うこととし、当該メルクマールに基づく適用除外対象の具体的な選定については、実務的な検討に委ねることとしてはどうか。

（注1）併せて、メルクマールごとに、

(a)一般原則は適用しつつ、具体的な方法に係る細則について適用しないこととするのか、

(b)一般原則も含めて適用対象から外すこととするのか

についても、検討する必要がある。

なお、意向把握・意向確認義務については、プリンシプルベースの義務を導入することとされたことを踏まえ、上記(a)の場合には、特段の対応を要しない（具体的な手法については各社の創意工夫に委ねられる）と考えられる。

保険募集に関する行為規制の適用除外に係る論点

～保険募集に関する行為規制の適用除外について～

➤ メルクマールとしては、以下のものが考えられるが、どうか。

- ① 保険契約の内容や顧客の属性に照らして、契約内容の個別性が特に高く、かつ、顧客も一般的な消費者よりも保険に係る知識を有していると考えられる場合については、一般原則は適用しつつ、具体的な方法に係る細則については適用しない。

[メルクマール①の具体的な対象範囲の例]

(i) 事業リスクを補償する損害保険のうち、保険契約者が法人のもの

(注2) 現行では、契約者が個人事業主のものも含めて、事業リスクを補償する損害保険については、契約概要等の使用義務の適用除外となっているが、その場合でも、重要事項説明書、約款等の他の方法により、顧客に対して重要な事項を適正に告げる必要がある(監督指針Ⅱ-3-3-6(2)②(注1))。さらに、必ずしも意向確認書面の作成・交付を要しない場合でも、契約の申込みを行おうとする保険商品が顧客のニーズに合致しているものかどうかを、顧客が契約締結前に確認する機会を確保するために、社内規則等の整備や当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な態勢の整備が求められている(監督指針Ⅱ-3-5-1-2(17)⑫)。

- ② 顧客の支払保険料(注3)が少額に留まる場合のように、一般に保険商品の内容が比較的単純なものであって顧客の理解が容易であり、また、保険募集人等に対して一律に法定書類の使用を強制することが過度な負担になると考えられるものについては、当該顧客に対する情報提供義務等については、一般原則は適用しつつ、具体的な方法に係る細則については適用しない。

(注3) 保険期間が1年以内であって更新が可能な商品については、保険料を保険期間1年あたりに換算した額。

(注4) 保険契約者と被保険者が異なる場合であって、被保険者が上記基準を満たす場合には、当該被保険者に対する情報提供等については、保険契約者を通じて行うことも認められる。

(注5) ③-3に該当する場合には、被保険者に対する情報提供義務は一般原則も含めて適用除外となることに留意。

(注6) 保険契約者が被保険者に対して提供する財・サービスに付随して保険が自動的に付帯されるものについては、当該財・サ

保険募集に関する行為規制の適用除外に係る論点

～保険募集に関する行為規制の適用除外について～

サービスの説明と同時に当該保険についても情報提供を行い、その後被保険者が当該財・サービスの申込みを行うことによって、当該保険についてもその意向把握・意向確認を行ったものと考えられるのではないか。

- ③ 保険契約者と被保険者が異なる保険における被保険者への情報提供義務等について、以下のような適用除外を設ける。
- ③—1 被保険者が実質的にも保険料を負担しない場合には、当該被保険者に対する情報提供義務等については一般原則も含めて適用除外とする。

[メルクマール③—1の具体的な対象範囲の例]

- (i) 保険契約者が、被扶養者たる家族を被保険者として保険契約を締結する場合であって、保険料も当該保険契約者が全額負担する場合
- (ii) 法人が、その被用者を被保険者として保険契約を締結する場合であって、保険料を当該法人自身が負担する場合

(注7) なお、死亡保険契約や保険金受取人と被保険者が異なる傷害疾病定額保険契約の場合には、保険法に基づき被保険者の同意が必要とされるため、当該同意の可否を判断するに足る情報が被保険者に提供される必要がある。

- ③—2 保険契約者と被保険者の間に保険契約以外の一定程度のつながりが存在することにより、保険募集人等による適切なサポートがあれば被保険者に対しては保険契約者から必要な情報提供が行われることが期待される場合には、被保険者に対する情報提供義務等については、現行の取扱いを維持することとして、保険会社・保険募集人による直接の情報提供等は求めないこととする。

なお、この場合には、保険会社・保険募集人に対して、保険契約者が被保険者に対して加入勧奨を行う際に、保険募集人が顧客に対して行うのと同程度の情報の提供・説明及びニーズ確認が行われることを確保するための

保険募集に関する行為規制の適用除外に係る論点

～保険募集に関する行為規制の適用除外について～

措置を講じることを求める（注8）。

〔メルクマール③—2の具体的な対象範囲の例〕

- (i) 仮に、保険契約者たる団体が、当該団体を保険者として共済事業を行う場合には保険業法の適用除外に該当するような団体（人数要件による場合を除く）を保険契約者とする団体保険
- (ii) 上記（i）以外の、団体類別基準に該当するような団体や、構成員と団体との間にそれと同視できる程度の関係がある団体（注9）を保険契約者とする団体保険

（注8）なお、保険契約者である団体に対する情報提供義務等については、現行の監督指針において、契約概要等の使用義務の適用除外となっているが、その場合でも、重要事項説明書、約款等の他の方法により、顧客に対して重要な事項を適正に告げる必要がある（監督指針Ⅱ-3-3-6（2）②（注1））こととしている点を踏まえ、被保険者に対する説明等を適切に行うために必要な情報提供等が行われる限りにおいて、具体的な方法に係る細則は適用しないこととする。

（注9）構成員と団体との間にそれと同視できる程度の関係がある団体に該当するかどうかは、構成員と団体との間の密接性、両者の当該団体保険に係る利害関係及び構成員となるための要件並びに団体の活動と保険による補償内容の関係性等に照らして総合的に判断することが考えられる。

（注10）例えば、クレジットカード会社を保険契約者とし、その会員を被保険者として加入勧奨する団体保険のように上記（i）及び（ii）に該当しないと考えられるものについては、全面的に行為規制（一般原則及び具体的方法に係る細則の両方）が適用されることになる。

- ③—3 保険期間が極めて短期（例えば、1月以内で更新不可）で被保険者の保険料負担が極めて少額に留まる場合のように、個々の被保険者に対してまで詳細な情報提供等を行う実益に乏しいと考えられるものについては、当該被保険者に対する情報提供義務等については一般原則も含めて適用除外とする。

（注11）この場合、保険契約者に対する情報提供等が一般原則により適切に行われることが前提となる。

保険募集に関する行為規制の適用除外に係る論点

～保険募集に関する行為規制の適用除外について～

- ③—4 保険契約者と被保険者が異なる保険であって、被保険者1人当たりの保険料の額を事前に正確に提示することが困難なものについては、通常主たるサービスに附帯して提供されるものであり、保険のみに着目した情報提供等の必要性は乏しいと考えられることから、被保険者に対する情報提供義務等については一般原則も含めて適用除外とする。

(注12) 被保険者一人当たりの保険料の額を正確に提示することが困難な場合とは、例えば、予め想定した参加人数やイベントの規模等により保険料が設定されるため、当該保険料に係る被保険者一人当たりの負担額を正確に算出することが困難な場合をいう。

- ④ 既存契約の更新や一部変更の場合には、それらの事実や更新内容等が保険契約者や被保険者に情報提供されれば足りることから、募集プロセス全体の書面の分量を減らす観点から、情報提供の内容や意向把握・意向確認の内容について、より簡便なものによることが考えられる。

(注13) この場合、原則としてその変更内容(例えば、特約を追加する場合においては、その追加する特約の内容)のみを説明することになる。

➤ 上記①から④までの他に、メルクマールとして設定すべきものはあるか。

保険募集に関する行為規制の適用除外に係る論点

～保険募集に関する行為規制の適用除外について～

(参考) 論点を踏まえた適用除外対象のイメージについて

(○：適用、△：一般原則のみ適用（具体的方法に係る細則は適用せず）、×：適用除外)

	情報提供義務、意向把握・意向確認義務	
	対保険契約者	対被保険者
①：契約内容の個別性が特に高く、かつ、一般消費者よりも保険知識を有していると考えられる場合		△
②：保険料負担が少額の場合		△
③：保険契約者と被保険者が異なる場合		
③－１：被保険者が実質的にも保険料を負担しない場合	○	× (注1)
③－２：保険契約者と被保険者の間に一定程度の密接な関係がある場合 (注2)	△ (注3)	(△) (注4)
③－３：保険期間が極めて短期で、かつ、被保険者の保険料負担が極めて少額に留まる場合	△	× (注5)
③－４：被保険者1人当たりの保険料の額を事前に正確に提示することが困難な場合	○	×
④：既存契約の更新・一部変更		△ (注6)

(注1) ただし、保険法に基づき被保険者の同意が必要とされるものなど、特段の事情により、被保険者の判断が求められるものについては、被保険者がその可否を判断するために必要な情報の提供が別途求められる。

(注2) 「保険契約者と被保険者の間に一定程度の密接な関係がある場合」とは以下の場合を指す。

- ・ 仮に、当該団体が保険者として共済事業を行う場合には保険業法の適用除外に該当するような団体（人数要件による場合を除く）を保険契約者とする場合
- ・ 上記以外の、団体類別基準に該当するような団体や、構成員と団体との間にそれと同視できる程度の関係がある団体を保険契約者とする場合

(注3) 被保険者に対する説明等を適切に行うために必要な情報提供等が行われる限り、具体的な方法に係る細則は適用しない。

(注4) 保険会社・保険募集人は、保険契約者が自らと一定程度のつながりを有する者に対して加入勧奨を行う際に、保険募集人が顧客に対して行うのと同程度の情報の提供・説明及びニーズ確認が行われることを確保するための措置を講じることを求める。

(注5) 保険契約者に対する情報提供等が一般原則により適切に行われることが前提となる。

(注6) 情報提供の内容や意向把握・意向確認の内容は、より簡便なものになることができる。

第6回WG（11/12）の主なご意見と論点

～共同行為について～

【主なご意見】

- 事例としては、ある事象から波及的に損害が発生し、その程度も頻度も想定できないために保険料の水準が決められず、なかなか手がつけられない場合に、各保険会社が共同して話し合い、いち早く態勢を整えて保険カバーを提供し、軌道に乗せることができたなら普通の競争のステージに移ることが考えられる。
- データが十分にとれていないというところに一番大きなポイントがあり、それをとりやすくするためにどうするかが課題であれば、あえて新規リスクに限定せずに、情報・データ蓄積に向けた共同行為をどれだけやりやすくするかという観点からアプローチすべきではないか。
- データを蓄積し保険料水準を揃えるという趣旨は、それによって大きな安全率を設定しなくなるのだということを主張しているのか、それとも、どうせ値段はわからないのだから、値段をそろえたほうがいろいろ進めやすいということなのかどちらなのか。

【論点】

- 共同行為については、引受ける保険リスクが巨額に上るもの等について対象としているものと考えられている。しかし、このようなケースにとどまらず、保険の引受が行われてこなかったリスクについて、データ収集のために条件をそろえて保険を引受ける行為を、もう少し柔軟にできるようにすれば、合理的な保険料率の算定までの期間が短縮され、商品開発をより迅速かつ円滑に行うことが可能となり、社会的にも有益であると考えられる。
- このため、今後、必要な措置や法制的な論点について当局において実務的に検討していくこととしてはどうか。

これまでの議論の整理について

～現物給付型保険及び保険金の直接支払いサービスについて～

【基本的認識】

- 損害保険や第3分野保険では、法律上、損害をてん補することを約する保険が認められており、現行法でも現物給付を行うことが可能である。一方、生命保険及び定額給付型の第3分野保険は、一定額の保険金を支払うことを約する保険であり、現物給付は認められていない。
- 生命保険については、将来の価格変動リスク（特にインフレリスク）や現物給付されるサービスの質の確保等の論点があることから、現状、現物給付が認められていないが、他方、少子高齢化の急速な進行の中で、現物給付型保険に一定のニーズが見込まれる。
- サービス提供者への保険会社による保険金の直接支払いサービスについては、約定した保険金を代理受領するものであり、保険金受取人等の同意があれば特段禁止されるものではないと考えられる。

主なご意見

- 老後のライフプランを考えるに当たり入居施設等を検討する際に、施設の永続性、継続性を考えると、保険会社による現物給付へのニーズは間違いなくある。
- 金銭給付との選択性でも、保険会社側は顧客が現物給付を選択する可能性がある以上は現物給付をする義務を負い続けなければならない。特に老人ホームの入居権のようなことを考えると、相当長期間義務を負うことになり、そのリスクを適正に算定することは困難である。平成20年の金融審では、ここの監督が相当難しいのではないかとということで、保険業法上、現物給付保険を積極的に認める方向には進まなかったのではないかと。
- 現物給付が生命保険業の新しい分野として非常に発

議論の整理

- 現物給付型保険（以下単に「現物給付」という。）と保険金の直接支払いサービス（以下単に「直接支払い」という。）については、少子高齢化の急速な進展の中で、多様な保険サービスを提供することについて、一定のニーズが見込まれる。
- 現物給付は、保険会社が保険給付として予め定められた特定の物品・サービスを契約者に提供するものであり、一方、直接支払いは、保険会社がサービスを提供する事業者が保険金を直接支払うものである（その際に、併せて契約者にサービス提供者を紹介することもある。）と定義されると考えられる。
- 現物給付については、価格変動リスクの問題や、将

これまでの議論の整理について

～現物給付型保険及び保険金の直接支払いサービスについて～

展するのだとか、そういう必然性がよく分からないので、慎重に考えなくてはならない。

- 保険会社がサービス提供事業者に対して費用を支払う、それによって顧客の事務負担を減らすということは、現在の枠組みのもとでもやろうと思えば可能ではないか。例えば自動車保険の治療費、あるいは修繕費は病院あるいは修理工場にほとんど全て直接支払われているので、生命保険でも支払い指図で誰にでも直接支払えるものなのではないか。
- 直接支払いであれば現物給付型保険に比べて保険会社の義務は縮減され、提供する財・サービスの内容を何でも自由に変更されるというわけではないのではないか。また、保険会社は提携業者の紹介を売りにした商品をつくるのであれば、紹介自体は保険給付そのものではないにしても、一定の義務は果たさざるを得ないのではないか。
- 直接支払いサービスという形をとった場合に、どういう問題が出てくるか、それに対してどういう対応が可能かということを中心として検討したほうが、今のまま現物給付型か直接支払いかという概念的な議論をするよりも先に進みやすいのではないか。

来提供するサービスの質の確保の問題、商品認可や監督の観点等様々な検討すべき課題がある。

- 一方で、直接支払いについては、あくまで保険金の支払い先の変更に過ぎず、また、サービス提供者の最終的な決定は、契約者が行うことから、上記のような現物給付で生じる問題は基本的には生じない。
- また、現在ニーズがある事項については、全て直接支払いで整理することが可能であり、むしろ、様々な検討すべき課題が指摘されている現物給付で整理するよりも、現行の法体系の下でも実現可能である直接支払いで整理し、対応することとしてはどうか。

さらにご議論いただきたい論点

～保険金の直接支払いサービスについて～

【さらにご議論いただきたい論点に係る第6回WG（11/12）の主なご意見について】

- 契約者は、保険会社のリストからサービス提供者を選ぶため、変な業者はいないだろうという信頼があることから、保険会社が業者を手配する際にちゃんとした業者を選ぶというところに一定の注意義務が信義則上あり得るのではないか。また、サービス提供者を紹介することを売りにした商品を作るのであれば、それが給付そのものではないとしても、この点について保険会社が一定の義務を果たさざるを得ないような商品設計とすべきではないか。
- 金銭で保険給付を行うが、その付帯サービスとしてサービス提供先を紹介するという保険商品の場合、狭い意味での保険契約には入らないかもしれないが、保険会社が提供するサービス、つまり広い意味での保険会社との契約内容には入ってくるということになり、簡単に付帯サービスをやめるということにはいかなくなるのではないか。
- 直接支払いの場合、保険会社があらかじめ提携したリストの中からサービス提供業者を案内することになるかと思うが、それがいつまで確保されるのか。サービス提供に関する事項が保険約款に規定されないとした場合、簡単に撤回されてしまうと、契約者が困るのではないか。また、保険約款への記載の有無は問わないが、支払先の変更と、保険金の受領を選べるようにすることが契約内容になっていないといけないのではないか。
- 付帯サービスとすると、付帯サービスに関する契約書があるわけではないため、仮に保険会社が急にサービスをやめるといった場合に、行政がやめてはいけないと言えるのかどうか。また、仮にサービス内容に関して裁判が行われた場合、利用者側が勝訴できるものなのかどうかなど、不明確なところが残るのではないか。

さらにご議論いただきたい論点

～保険金の直接支払いサービスについて～

【基本的認識】

- 直接支払いについては、契約者が、保険金の支払先を財・サービス提供者に直接支払うよう指示する指図払により、保険金の支払先を契約者から財・サービス提供者に変更するものである。
- これに、保険会社が、提携する財・サービスの提供事業者（以下「提携事業者」という。）を契約者に紹介するサービスを、契約者に併せて提供することにより、契約者が一時的な支払いをすること無しに、財・サービスを受けることができ、現物給付に近い方法で財・サービスを提供することが可能となると考えられる。
- このため、保険会社が提携事業者を契約者に紹介するサービスについては、付帯サービスの一種ではあるものの、保険給付と密接に関係するサービスであり、契約者も財・サービスに期待して保険に加入することが考えられることから、保険会社に対して適切な提携事業者を紹介するための留意点を示すなど、一定のルールに基づきこうしたサービスが提供される必要がある。

➤ 以上を踏まえ、ご議論をいただきたい点は以下のとおり。

<保険会社に求められる体制整備と契約者への情報提供について>

- 保険事故発生時に財・サービスを受給できるという契約者の期待を保護する必要があると考えられることから、保険会社に対して例えば以下のような手続きの体制整備を求めることとしてはどうか。
 - ・ 財・サービスの費用の請求先を保険会社にするについて、提携事業者から事前の同意を得ること
 - ・ 提供する財・サービスの内容・水準や連絡・支払手続き等を提携事業者と定めること
 - ・ 提携事業者が行う財・サービスの質の確認や、必要に応じた提携事業者の入れ替えなど、保険事故発生時に自らが設定した水準を満たす提携事業者を確実に紹介できる状態を維持するための措置を講じること

さらにご議論いただきたい論点

～保険金の直接支払いサービスについて～

- また、保険会社は、情報提供義務に基づき、商品説明の際に提携事業者について、以下の項目について契約者に併せて説明することとしてはどうか。
 - ・ 提携事業者が提供する財・サービスの内容
 - ・ 提携事業者を選定する基準（入れ替え等を含む。）
 - ・ 保険金の支払いについて、保険事故発生時に提携事業者への支払いと契約者自身への支払いを選択することができること
 - ・ 保険金と財・サービスに係る費用に差額が生じた場合は、差額を受け取ることができること（逆に、不足が生じた場合は、不足分を支払う必要があること）

- 保険事故発生時に、改めて、提携事業者からの財・サービスの購入ではなく、保険金の受け取りを選択することができる旨説明することとしてはどうか。

<その他>

- この他、直接支払いを行うに当たって、留意すべき事項はないか。

これまでの議論の整理について
～不妊治療に関する保険サービス～

【基本的認識】	
原因が特定できない不妊の治療費を保障する保険については、疾病かどうか不明確であるため、その治療費について保険の引受けが可能であるかが不明確である。	
これまでの主なご意見	議論の整理
<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>国全体で少子化対策に取り組まなければいけない中、民間でできることがあれば、難しい仕組みでも認めてもいいのではないか。</u> ○ <u>モラルリスクに配慮する必要があるが、複雑かつ難しい保険はトラブルになりやすいので、顧客にわかりやすい商品設計や説明が必要ではないか。</u> ○ <u>モラルリスクや逆選択への対応として、不妊治療の保障を医療保険などの一特約として位置づけることで、<u>不妊治療だけに焦点を当てたモラルハザードを発生しづらくする</u>ということや、<u>支払い制限期間</u>などを設定すること、また<u>保険金支払い上限回数</u>に加えて<u>支払い総額</u>の上限を設けることなどが考えられるのではないか。</u> ○ <u>保険契約者が治療の有無を偽り保険に加入し、その後、不妊治療を受けて保険金を請求してきた場合に、保険会社が告知義務違反を証明して支払いを拒むのは、非常に難しいのではないか。</u>また、<u>将来の不妊のリスクに備えて保険料を支払う人と、不妊のリスクが顕在化しているのに、告</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不妊治療については、治療内容によっては高額な費用を要することもあることから、そのような費用を補填するための保険は需要が高く、社会的意義もあると考えられる。 ○ 加えて、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 不妊という事由の発生の有無については、偶然性が認められる ・ 治療によっては高額な費用が発生するため、経済的な負担をてん補する必要性が認められるという点で、保険の成立の前提となる条件を満たしているものと考えられる。 ○ 一方で、不妊治療を受けるかどうかについては、被保険者の意思にゆだねられていることから、モラルリスクや、逆選択などの課題があることも指摘されている。 ○ このような課題への対応として、例えば、契約締

これまでの議論の整理について

～不妊治療に関する保険サービス～

知義務に違反して保険に入る人の間で不公平が生じないような保険設計にする必要がある。

結後の一定の期間は保障の対象外とすることや、保険金の給付回数や給付金額の上限を設けるなどが考えられるが、課題に十分に対処するために、どのような措置が必要となるか、更なる検討の必要がある。

- また、こうした課題に対応する中で、商品が複雑になることへの懸念も指摘されている。
- 以上のような点を踏まえれば、
 - ・ 保険会社が不妊治療費を補填する保険を引受け可能とするとともに、
 - ・ 保険会社による実際の引受に当たって当該保険の特性を踏まえた適切な商品設計・リスク管理が行われるようにするための措置について、実務的に検討することが
が適当ではないか。